

主な指導事例（平成27年4月から6月）

○ 買ったとき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）

業種	概要
小売業	A社は、商品の修理を委託している事業者（特定供給事業者）との間で修理単価（税抜価格）を取り決めていたところ、平成26年4月上旬に引渡しを受ける商品について修理単価（税抜価格）を引き下げ、消費税率の引上げ前の委託代金（税込価格）に消費税率の引上げ分を上乗せしなかった。
ソフトウェア業	B社は、システム開発、運用等に関する業務及び携帯電話サービスの管理等の業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの業務委託料を据え置いていた。
飲食サービス業	C社は、害虫駆除業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
放送業	D社は、テレビ番組の出演者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの出演料を据え置いていた。
建設業	E社は、住宅の建築工事を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後に引渡しを受けた工事の代金（消費税率8パーセントが適用されるもの）に消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、委託代金を据え置いていた。
介護事業	F社は、介護予防サービス計画の作成業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの業務委託料を据え置いていた。
翻訳業	G社は、翻訳業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの業務委託料を据え置いていた。